

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	適用条件	明示事項	条件及び内容
		■ 適用条件	<p>■ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(署新改正:平成30年 7月 1日))</p> <p>□ 「土木構造物設計マニュアル(案) 設計変更を行ふ際の変更対象となるかどうかにについて受注者、発注者の共通の目安を示す三重県設計基準ガイドライン(案)(平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公事業情報」を参照)</p>
適用条件	<p>■ 施設整備工程種類</p> <p>■ 主な作業機種</p> <p>■ イメージアップ経費適用工事</p> <p>■ その他()</p>	<p>■ 施設整備工程（下水道工事(2)） 掘削機種（ □ 0.13m³ □ 0.28m³ ■ 0.45m³ □ 0.80m³ □ 1.40m³ ） 運搬機種（ □ 2.0tDT □ 4.0tDT ■ 10.0tDT ） イメージアップの内容(車分)（ 着工前には役場と関係者(代表)及び、区長に連絡の上着手すること。 設計は現場が合わないこと又は、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。 材料搬入に半道等を通行し、搬査した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。 その他()）</p>	<p>■ 同日に落札できる件数は、1業者1件とする。</p> <p>■ 本件工事で提案不履行行があつた場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。</p>
入札・契約方式	<p>□ 指名競争入札</p> <p>■ 条件付き一般競争入札</p> <p>■ 同日落札制限方式</p> <p>□ 総合評価方式</p> <p>□ プロポーザル方式</p>	<p>■ 別途工事との工程調整が必要あり</p> <p>□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり</p> <p>□ 他機關との協議が未完了（ ○ 占用物件との工程調整の必要あり ○ その他()）</p>	<p>■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。</p> <p>■ 調整項目()</p> <p>□ 施工順序の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整</p> <p>□ 施工時期及び施工時間()</p> <p>□ 制限する工種名()</p> <p>□ 協議が必要な機関名()</p> <p>□ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他())</p> <p>□ 施工方法()</p> <p>□ 協議完了見込み時期(平成31年1月中旬)</p> <p>□ その他()</p>
工事カルテ・登録		<p>□ 用地構築物件の未処理箇所あり</p> <p>□ 仮設ヤードの有無</p> <p>□ その他()</p>	<p>□ 未処理箇所()</p> <p>□ 完了見込み時期(□ 平成 年 月 曜日)</p> <p>□ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他())</p> <p>□ 仮設ヤード使用期間()</p> <p>□ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km)</p> <p>□ 使用条件・復旧方法()</p> <p>□ 用地構築物件の復元を落札業者の責任において、実施すること。</p> <p>□ その他()</p>
用地関係		<p>□ 仮設機械の設置条件あり</p>	<p>□ 使用期間及び借地条件()</p> <p>□ 転用あり()</p> <p>□ 素用あり()</p> <p>□ その他()</p> <p>□ 仮設物の構造及び施工方法の指定</p> <p>□ 仮設物の構造及び施工方法()</p> <p>□ その他()</p>

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町
令和元年12月

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示元事項	条件及び内空
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 口 水質 <input type="checkbox"/> 口 粉じん <input type="checkbox"/> 口 排出ガス <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 口 騒音測定 <input type="checkbox"/> 口 振動測定 <input type="checkbox"/> 口 水質調査 <input type="checkbox"/> 口 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 口 地盤沈下測定
	<input type="checkbox"/> 施工方法等(<input type="checkbox"/> 指定工法名())	<input type="checkbox"/> 口 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> 口 その他() <input type="checkbox"/> 口 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 施工時期()	<input type="checkbox"/> 口 調査項目 (<input type="checkbox"/> 口 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 別途協議)
その他()	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 口 調査方法 (<input type="checkbox"/> 口 別途資料 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 口 調査資料 (<input type="checkbox"/> 口 別途資料 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 口 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 口 別途図面 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 指定路線 (<input type="checkbox"/> 口 別途図面 <input type="checkbox"/> 口 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 施工時間の制限	<input type="checkbox"/> 口 配置人員数(人) (うち交通誘導警備員A()) <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
	<input type="checkbox"/> 工法制限あり	<input type="checkbox"/> (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 口 施工時間の制限
	<input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 口 近接公共施設名等 (<input type="checkbox"/> 口 鉄道 <input type="checkbox"/> 口 電気 <input type="checkbox"/> 口 電話 <input type="checkbox"/> 口 水道 <input type="checkbox"/> 口 ガス <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 制限を受ける工種 (<input type="checkbox"/> 口 制限内容 (<input type="checkbox"/> 口 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 口 别途図面 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路(輸入路)の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 口 保安装置の配置 (<input type="checkbox"/> 口 别途図面 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 口 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。 <input type="checkbox"/> 口 その他())
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 一般道路(輸入路)の使用制限あり <input type="checkbox"/> 口 一般道路(輸入路)の使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 口 用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 口 安全施設 (<input type="checkbox"/> 口 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 口 道路の使用許可他の協議については権負者が行うこと。 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 支障物件名 (<input type="checkbox"/> 口 鉄道 <input type="checkbox"/> 口 電気 <input type="checkbox"/> 口 電話 <input type="checkbox"/> 口 水道 <input type="checkbox"/> 口 ガス <input type="checkbox"/> 口 有線 <input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 口 移設時期 (平成 年 月 曜日 <input type="checkbox"/> 口 别途協議)
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 防護 (<input type="checkbox"/> 口 その他())
排水工(污水处理を含む)関係	<input type="checkbox"/> 渇水、湧水等の採水に際し、制限あり	<input type="checkbox"/> 口 项目及び基準値 (<input type="checkbox"/> 口 調査項目 (<input type="checkbox"/> 口 その他()) <input type="checkbox"/> 口 その他())
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 深水調査等必要あり
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 口 工法区分 (<input type="checkbox"/> 口 剔孔数量 (<input type="checkbox"/> 口 材料種類 (<input type="checkbox"/> 口 施工範囲())) <input type="checkbox"/> 口 工法関係 (<input type="checkbox"/> 口 注入量 (<input type="checkbox"/> 口 その他())) <input type="checkbox"/> 口 材料関係 (<input type="checkbox"/> 口 その他())
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 口 その他()
その他()	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	<input type="checkbox"/> 口 その他()
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 口 その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受け事などなるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されいない制約等が発生したときは、
前者は別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町
令和元年12月

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件件及び内 容
建設副産物情報 交換システム		□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
残土処分(自由処分) 残土処分(指定処分・他工事流用) 産業廃棄物の処理条件あり	□ 残土処分地(□ 別途資料) □ 残土処分地の処理条件あり(□ その他() □ 木村) □ 遠搬距離(L= km) □ 産業廃棄物の種類(□ コン塊) □ その他() □ 産業廃棄物の処分地(□ 再生処分場() □ その他()) □ 最終処分場() □ その他() □ 別途協議) 【注:手段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目()に記入のこと。】 □ 处分地での処理費(□ 計上あり() □ 处理料) □ 押土整地 □ その他() □ 別途協議) □ 装置切断時の排水処理 アスファルトセメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(汚水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切 断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない、「適 正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を 委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回 収水等の産業廃棄物管理業(マニフェスト)について、監査員に提示しなければならない。 なお、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 □ その他()	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
産業廃棄物関係 産業廃棄物税	□ 提出書類あり □ その他()	□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月 31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書等を添付して当該工事の発注者にに対して支払請求を行うこと。なお、この 期間を超えて請求することはできない。また、段計数量を超えて請求することはできない。
再生材使用関係	■ 再生材使用的指定あり □ 六面クロム溶出試験あり(環境告示第4号溶出試験) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく □ 認定製品の使用について □ その他()	■ 再生材の種類(□ 再生Aコントロール) □ 再生路盤材 ■ 再生クラッシュヤーン □ 道路用盛土材 □ 再生コンクリート ■ 再生材が使用出来ない場合の措置(□ 新材に変更) □ その他() □ 別途協議) □ 再生コンクリート砂(1時へ先当たり1袋体の販路をを行い、試験報告書には、使用する工事名稱、所在地を記載する。) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名: 【注】認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること) □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板) □ その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事などあるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及びが明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町
令和元年12月

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他	□工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □現場発生品あり □支給品あり □盛土材等工事間流用あり □その他()	□保管場所() □品名() □品名() □数量() □数量() □年月日 □受注者で運搬 □引渡し場所() □別添図等 □数量() □その他()
	□工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ■電子納品対象外	□工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(□2部 □()部)とする。 □三重県CALS電子納品運用マニュアル平成24年7月改訂)を適用
	■町内企業優先使用	■本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所(建設業法において規定する営業所)を有する者の中から選定するよう努めること。
	□建設資材の県内産製品優先使用	□本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。
	■不當介入を受けた場合の措置	■本工事で使用する建設資材の調達にあたつては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 ■暴力団員等による不當介入(多気町の結社する暴力団等排除措置要綱)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するどもに、不当介入がある場合に、暴力団本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行つた場合には、速やかに発注者に報告すること。 (2)への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不當介入を受けた場合は、受注者と協議を行うこと。 □適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接連絡する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 ■下請契約に先立つて、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合は、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。
	■社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	■受注者は、施工体制会報・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況欄」により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
	社会保険等未加入対策	

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町
令和元年12月

特記仕様書（開削工法）

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、三重県公共工事共通仕様書、下水道土木工事共通仕様書（案）〔国土交通省 都市・地域整備局下水道部 平成14年7月〕と共に当工事の施工にあたり請負者が守らなければならない特記事項についての仕様であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書を優先する。請負者は、共通仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める施工管理体制を遵守しなければならない。

第2条 施工計画

請負者は、設計図書・仕様書等を十分理解し、工事着手前には踏査・予備調査を行い周辺環境・地質・地下水・既設構造物・井戸等の状況を的確に把握し、それに基づいて綿密な施工計画を立て計画書を提出し、承諾を得なければならない。また、監督員に提出した施工計画書に従って施工すること。

第3条 施工方法の変更

請負者は、施工方法が現場状況に不適当と思われる場合には、監督員と協議して遅滞なくその変更計画書を提出しなければならない。

第4条 現場代理人

請負者は、本工事施工上の技術経験を有する現場代理人を現場に常駐させて、現場に関する一切の責任を持たせ、処理しなければならない。

第5条 官公庁等への手続き及び広報

- (1) 請負者は、本工事施工にあたり工事遂行上、必要な一切の諸法規上の手続きは遅滞なく自己の負担で行なうものとする。
- (2) 工事施工上官公庁その他への手続き・交渉等、本町が折衝にあたる必要があると認められる以外は請負者が綿密な連絡をとり、十分な協調を保つと共に工事現場周辺の住民等関係者に工事の目的・内容・工程・作業の占用等PRを行なわなければならない。なお、本工事の施工にあたり、道路交通障害を生じる場合は、請負者にて道路交通法第77条による「道路の使用の許可」手続きを所轄警察署に行い、町道にあっては迂回路の検討資料を監督員に提出し、協議すること。
- (3) 国道・県道にあっては、監督員の指示を受けること。また、本工事施工に起因する支障物件の移設・仮設撤去等の施工関係者と常に全体の施工が円滑に進捗するように調整を図ること。
- (4) 工事期間中、必要に応じ地元説明会等を開催した場合は、資料提出及び工事説明を行うこと。

第6条 環境調査

請負者は、工事の影響により損害が発生すると思われる周囲物件、塀・樹木（蒔等）・井戸・道路・水路構造物等の現況並びに、施工沿線の家屋等を十分調査しなければならない。なお、これに要する費用は一切施工者の負担とする。

損害が発生した場合、請負者の負担により速やかに緊急措置を講じること。

第7条 工程管理

工程は絶えず作業の実績と計画工程を対照し、隣接する他工事との作業について、互いがよく協調し、全体の工程が円滑に進むよう実施しなければならない。

第8条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等規格資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第9条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画（交通誘導員への指導及び訓練等）を作成し、監督員に提出するものとする。

第10条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真等および工事報告（工事月報）に記録すること。

第11条 工事現場の管理

- (1) 工事現場の管理は、関係諸法規に従い労務者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締り・火災盗難並びにその他の事故防止に十分注意しなければならない。
- (2) 施工箇所周辺の使用施工については、管理者との協議又は管理者の指示により進めるものとする。また、降雨等天災に対し請負者は、現地の状況をよく把握し、これに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い、昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

第12条 使用材料の承認

- (1) 本工事にて使用する材料は、すべて発注者の承認を受けたのち使用すること。なお使用材料の納入伝票及び使用量を明確に整理し、監督員が提出を求めた場合速やかに提出すること。
- (2) マンホール蓋にあっては、町指定マーク入りとする。また設置については、防水防臭とし、早強度無収縮モルタルを使用（承認による）すること。

第13条 協議・打合せ

本仕様書・設計図に明記していないものでも、本工事の完成上当然必要で軽微なものについては、異議なく請負者の負担において実施しなければならない。なお、本仕様書・設計図書に疑惑が発生し監督員と協議・打合せを行なう場合は、「工事打合簿」を提出すること。

第14条 品質管理等

基準数量以下の品質管理等については、監督員の指示によるものとする。

第15条 産業廃棄物の処理

産業廃棄物については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分場及び再生資源の利用に関する法律に基づく再資源化施設』で本工事に係る産業廃棄物のみを適正に処理すること。また、処理にあっては、「建設廃棄物マニュフェスト伝票」を発行し適正なる処理の確認を行い、写しを提出すること。

第16条 その他

- (1) 各種機器・材料で合格又は承認されたものであっても、使用時において監督員が不適と認めたものを使用してはならない。
- (2) 本工事に下請業者を使う場合は、元請負業者の現場代理人が必ず常駐し、施工が円滑に進むよう調整を図ること。
- (3) 本工事における休工日は、土曜日・日曜日・祝日・他（盆・年末年始・地元行事等）、作業時間は原則8時30分より17時00分とする。なお、休工日及び作業時間以外で作業を行なう場合は、監督員の承諾を事前に得なければならない。
- (4) 本工事の管渠開削工事は、原則毎日仮復旧まで行い清掃後、現場を開放すること。なお、実施できない場合は、監督員の承諾を事前に得なければならない。
- (5) 当初設計において、現場精査の結果変更等が生じた場合については、書面にて事前に監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。なお、事前協議なき場合は、原則設計変更の対象としない。
- (6) 出来形管理基準及び規格値について、三重県公共工事共通仕様書に記載してある勾配（測定項目）が、±20%（規格値）について、人孔間の管路延長が短い場合においては基準高の±30mmの規格値と比較すると、かなり厳しい条件となってしまう為、概ね50m以上の場合のみ適用する。なお、参考資料として50m以下でも出来形管理資料は提出すること。

第2章 工事一般

第1条 施工計画

請負者は、施工に先立ち、地形・地質・地下水位等の調査を特に留意を行い、最も地山に適した方法により施工しなければならない。

第2条 地盤沈下とその防止

請負者は、地山の条件・掘削・山留・薬液注入等施工にあたり適切な方法により地盤沈下防止に努めなければならない。特に必要とする場合には請負者が着手前及び施工段階の都度、精密な地形測定を行ない、変形範囲・変形量・経日変化量を測定すること。

第3条 舗装工

本工事の舗装復旧の施工時においては、交通障害等を考慮して埋戻完了後速やかに舗装復旧を行なうものとする。但し、工事完成後不陸が著しい場合は、業者負担により速やかに復旧すること。

第4条 既設構造物（埋設物等）

- (1) 既設構造物（埋設物等）に接近する作業については、予め位置の確認を行った後、これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行なうこと。なお、緊急時の措置方法についてはこれらの所有者（管理者）の指示が優先することがある。

- (2) 工事箇所に存在する地下埋設構造物については、事前調査を行い、位置・構造及び種別について熟知し、埋設物の全容・取扱い及び措置方法等について作業員に至るまで周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。
- (3) 管路を公道下に埋設する区間及び工事期間中の当該道路の交通対策については、標識・安全施設の設置、誘導員の配置等を十分に実施し、安全対策に万全を期すなど工事の施工に当たっては、これを遵守しなければならない。
- (4) 工事の着手に先立ち、地下埋設物等の管理者と連絡を取り、十分協調を保つとともに工事前及び必要に応じ工事の各段階において、施工方法・埋設物の防護方法等について協議し、施工しなければならない。
- (5) 埋設物に近接して実施する作業においては、埋設物に衝撃を与える作業機械を使用しない等、監督員と十分に協議し、埋設物を損傷しないよう留意しなければならない。

第5条 品質管理

本工事に使用する主要材料並びに製品は、所定の試験・検査を行ないその品質・形状・寸法・強度等が示方に適合することを確認したのちの使用とする。また材料によっては破損・変質等の恐れがある場合、その品質管理に留意しなければならない。

第6条 作業管理

施工にあたって常に偏位・変位等に注意し、調査測定を行いながら慎重に作業を進め、日常の管理に努めなければならない。本工事における家屋・擁壁・塀・蒔垣等その他すべての施設等（側溝および道路含む）への損傷および汚損等の障害が生じた場合は、請負者の責任において早急に適切な措置を講じること。

第7条 施工管理

1. 土工

- (1) 埋戻しについては、原則として在来土を使用すること。但し、埋戻土として適さない場合は、監督員と協議し良質土等で埋戻すこと。
また、一層の仕上がり厚さは20cm以下を基本とし、各層毎に締固め機械により3回以上締固めを行い、埋設管の沈下及び移動が生じないように施工しなければならない。
- (2) 道路の通行を閉鎖して工事を施工できる場合を除き、公道上では掘削土及び埋戻土は適当な場所に一時仮置きし、通行を阻害しないようにしなければならない。
- (3) 埋戻用土又は一時仮置き土を耕地上に置土する場合には、事前にシート等を敷き、耕地内に置土等が混入しないように十分配慮しなければならない。

2. 仮設工

- (1) 土留め矢板と腹起し材との隙間は、コンクリート等を充填し、隙間のないよう施工すること。また矢板等の引抜き孔は、砂・モルタルなどにより愈入りに充填すること。
- (2) 当工事の仮設図及びその数量は参考である。土留工の位置、規模、構造はこれと同等以上の工法により施工し、施工精度、道路基盤の損壊防止及び作業の安全を確保しなければならない。

(3) 掘削深が1.5m未満の場合であっても、土質・隣接構造物の状況等により、必要と思われる場合は、作業の安全確保のため土留工を施行するものとする。又、土留工の工法については、施工計画書に明記する。

3. 管布設

- (1) マンホール間（1スパン）の最初の配管で起点になる部分は、マンホール受口継手及びそれに接合する管の芯出し・位置決めを特に正確に行なうこと。
- (2) 硬質塩化ビニール管の布設にあたっては、特別な事由がない限り、まず下流側マンホールの上流壁に接合したマンホール受口継手に管を接合する。その後、管を順次上流側に向けて接合しなければならない。また、管渠については設計勾配を十分に考慮し水溜りのないようにすること。
- (3) 硬質塩化ビニール管の保管にあたっては、原則として屋内保管とし、直射日光を避け、風通しを良くしなければならない。やむを得ず屋外に保管する場合は、直射日光を避けるために簡単な屋根を設け、しかも風通しの良い状態（受口・差口を風向きに合わせる）に保たなければならない。
- (4) 管材の保管場所は、屋内・屋外を問わず平坦な所を選び、幅10cm以上の角材を枕木にして、材料に変形が生じないよう静置する。枕木の間隔は1m以内、積み上げ方は千鳥積みとし、各段毎に受け口と差し口を交互にすること。

4. マンホール

- (1) インバートの施工は、管取付部、底部及び側壁部より漏水のないことを確認しなければならない。
- (2) 表面及び曲線部は、汚物が円滑に流れるよう本管の管径及び管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。
- (3) 削孔は、原則として製造工場にて削孔機もしくは成形型枠にて行わなければならない。ただし、やむを得ず現場で削孔しなければならない場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 副管取付工にあたり、本管の穴あけはクラックが入らぬようていねいに施工し、管口目地等も本管の施工に準じて施工すること。
- (5) 地形・隣接構造物・地下埋設物等の支障があり、図示の位置にマンホールの設置が出来ない場合は、監督員と協議しなければならない。

5. 公共污水樹

- (1) 公共污水樹の設置位置は、住居者に最終確認し、又、深さにおいては宅地内の地盤高及び既設排水管高を測定し、計画の深さで宅地内配管ができる事を確認したうえで設置しなければならない。（宅内排水の勾配は、原則として2/100以上とする。）
- (2) 側溝の横断及び各家庭排水の状況により、樹の深さを変更する必要がある場合は、監督員と協議し、施工しなければならない。
- (3) 宅地内の掘削は、必ず居住者の了解を得た後、施工しなければならない。又、宅地内の工事は、当日中に完了することを原則とするが、現場条件及び工事内容等により、やむを得ず作業を完了出来ない場合は、危険防止等必要な措置を講じなければならない。

6. 取付管

地下埋設物近隣の構造物等により、設計図書に示す構造が取り難い場合は、監督員の指示を受けなければならない。又、宅地側の施工にあたっては、必ず居住者の了解を得た後、施工しなければならない。

7. 本管及びマンホール基礎工

(1) 基礎地盤が非常に軟弱で沈下が予想される場合、及び設計図書に示す構造が取り難い場合は、監督員と基礎工法を検討した上で、監督員の指示に従い基礎を施工するものとする。

(2) 施工時において、湧水等が発生した場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

なお、原則各マンホール間での起終点の湧水確認写真（必要に応じ監督員の立会写真）が、必要である。また、当初設計において土質調査等により、川砂を計上している箇所についても、事前に監督員と協議をすること。協議なき場合は、湧水がないと判断し山砂として設計変更をする。

第8条 作業の占用

今回施工箇所は、狭隘道路であり、各々の作業・使用機械・配置等について占用面積を極力小さくし他の交通を妨げない方法で行なうこと。また、誘導・予告・案内看板・保安燈および交通整理員等の適切なる配置を行なうこと。

第9条 騒音・振動

本工事に際し発生する騒音・振動について、極力小さくするよう機種の選定使用方法について十分考慮し、周辺地域に迷惑のかからないようにすること。

第10条 残土処分

残土処分については、処分先および運搬経路は、施工計画書に明記（位置図を添付）すること。また、土砂搬出の際道路を汚した場合は、速やかに清掃し周辺地域に迷惑のかからないように行なうこと。

第11条 一部下請業者

(1) 工事請負者は、本工事の施工について下請負者を決定したときは、直ちに請負工事一部下請負届を提出しなければならない。

(2) 前項の場合において、工事の施工につき著しく不適当と認める下請負者があるときは、請負者に対してその変更を求めることができる。

第12条 その他

(1) 着工前と完成後で現場状況（構造物・舗装等）を対比できる写真を提出すること。特に工事沿線の家屋・擁壁・塀・樹木（蒔等）その他すべての構造物・官民境界付近・民民境界付近は所有者確認のうえで写真撮影（必要に応じ立会写真必要）をしておくこと。全景写真、工事前後でクラックの有無比較ができる大きさの写真が必要である。なお、工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事前損失に係る補償費は現場管理費に含まれる。

(2) 交通誘導員の体制は、各施工箇所において次のとおりを原則基本とする。

国道部 交通誘導員A：1名配置、交通誘導員B：2名配置とする。

県道部及び町道部 交通誘導員A：1名配置、交通誘導員B：1名配置とする。

地元調整及び関係機関等との協議により、施工上必要と思われる箇所については事前に監督員と協議のうえ変更の対象とする。なお、不必要的箇所についても同等とする。

但し変更設計は、実績員数ではなく積算日数と配置員数により算出する。

(3) 管路埋設後、原則監督員の通水確認を行い、その後担当課長及び係長の通水確認を行なうこと。なお、通水確認において、水溜り等が確認された場合で監督員等が補修を命じた場合は、請負者の負担において補修を行なうこと。通水確認後、別紙『多気町TVカメラ調査判定基準』に基づき原則Cランク以上(A~C)の箇所は、速やかに請負者の責任において補修を行なうこと。また補修完了後、補修状況及びTVカメラ調査による管内の状況撮影データにより、補修結果を監督員に提出し確認を受けること。

第3章 損害補償

第1条 調査

請負者は、損害補償が生じないよう万全を期すること。万一、工事の影響により損害が発生すると思われる周辺物件については事前調査を行い、場合によっては中間調査を行なうものとする。

第2条 被害調査

請負者は、被害が発生した場合、請負者の負担で被害調査を行なうものとする。

第3条 負担

- (1) 被害が発生した場合及び請負者の事前調査不備のため生じた補償は、請負者の負担とする。なお、原因が不明な場合は協議するものとする。
- (2) 工事施工において家屋・擁壁・塀・樹木(蒔等)その他すべての施設に損害が生じた場合は、請負者の負担により解決すること。

定めなき事項

この特記仕様書に定めない事項又は、この工事の施行にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

『多気町TVカメラ調査判定基準』

異常内容	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
侵入水	噴き出している	流れている	にじんでいる 水跡が付いている	—
パッキンはみ出し パッキンずれ	円周の1/2以上	円周の1/4以上	円周の1/4以下	—
取付管の接合不良	接続部の脱落 土砂・侵入水の流水	接続部の開き 10mm以上～脱落	接続部の開き 10mm以下	—
取付管支管口 接続材料はみ出し	本管管径の1/2 以上	本管管径の1/5 以上	本管管径の1/5 以下	—
取付管の突出し	本管管径の1/2 以上	本管管径の1/5 以上	本管管径の1/5 以下	—
接続材料付着 モルタル付着	管径の1/3以上	管径の1/10以上～ 1/3以下	管径の1/10未満	—
破損、剥離、 管口不良	欠落・陥没	全体に亀裂 内部骨材等露出	A・B以外の欠落	—
縫目すれ、隙間 接続不良(塩ビ管)	90mm以上～脱却	50～90mm	50mm以下	—
縫手隙間、すれ (ヒューム管)	65mm以上～脱却 全体が脱却	20～65mm 一部が脱却	20mm以下	—
クラック	幅5mm以上 全円周	幅1mm以上 半円周以上	幅1mm以上 半円周以上	—
本管キズ	破損、亀裂があり 流下の障害になる	内部に凹凸があり 流下の障害になる	A・B以外の表面 キズ	—
タルミ(滞水)	20mm以上	15mm以上20mm 未満	10mm以上15mm 未満	10mm未満
変形	管径の1/3以上	管径の1/10以上～ 1/3以下	管径の1/10未満	—